

株式交換に関する事前開示書類の変更事項

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条第 6 号に基づく変更後の事項の開示)

2024 年 3 月 28 日

株式会社スペースシャワーネットワーク

2024年3月28日

株式交換に関する事前開示書類の変更事項

東京都港区六本木三丁目16番35号
株式会社スペースシャワーネットワーク
代表取締役社長 林 吉人

当社は、2023年11月10日付で株式会社SKIYAKI（以下「SKIYAKI」といいます。）との間で締結した株式交換契約に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、SKIYAKIを株式交換完全子会社とする株式交換を行うこととし、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項を記載した書面（以下「本事前開示書類」といいます。）を備置しておりますが、今般、その記載事項の一部に変更が生じたので、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条第6号の規定に基づき、下記のとおり変更後の事項を開示いたします。

記

- 2024年3月28日開催のSKIYAKIの取締役会において、2024年1月期に係る計算書類等が承認されましたので、本事前開示書類の「別紙3」の内容を、別紙のとおり変更いたします。

以上

別紙 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

事業報告

(2023年2月1日から
2024年1月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する行動制限が緩和され、経済活動の正常化など収束に向かう動きが見られるようになった一方で、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、金利・為替相場の変動や物価上昇が進行するなど、景気の先行きは未だ不透明な状況が継続しております。

当社グループは、「創造革命で世界中の人々を幸せに」という企業理念の下、「FanTech」分野で新たなマーケットを創造し、世の中に価値を提供することをビジョンに掲げ、世界中で利用されるプラットフォームを目指して、FanTech領域におけるプラットフォーム事業を中心に事業を展開しております。

現在、当社グループでは、ファンのためのワンストップ・ソリューションプラットフォーム「Bitfan Pro」及びオープンモデル（CtoC型）プラットフォーム「Bitfan」を中核とし、連結子会社における旅行・ツアー事業及びスポーツマーケティング事業等を展開しております。

「Bitfan Pro」及び「Bitfan」では、ストック収益であるファンクラブ（以下、「FC」という。）サービスの会費に係る手数料及びフロー収益であるクリエイターグッズ等のECサービスに係る販売手数料を売上高に計上しております。

FCサービスを取り巻く環境については、スマートフォン及び高速通信の普及が進み、第5世代移动通信システム「5G」の整備が進むなど、モバイル端末機器によるインターネットの利用環境が一層整備され、今後も安定的な成長が見込まれております。また、2006年以降、ライブ・コンサート市場規模は拡大傾向にあり（出所：一般社団法人コンサートプロモーターズ協会）、会員向けに先行チケット販売サービスを提供するFCサービスに対する需要は高まっております。一方で、COVID-19の感染拡大に伴い、ライブ・イベントの多くは入場者数の制限等を余儀なくされ、チケット先行予約も減少するなどの影響を受けましたが、2023年5月の行動制限緩和以降はライブ・イベントも活発に行われるようになり、FCサービスの有料会員数の増加が見られるようになりました。

ECサービスを取り巻く環境については、インターネットの普及及び通信の高速化を背景に、EC市場は堅調に成長しております（出所：経済産業省「令和元年度電子商取引に関する市場調査」）。2020年のEC関連市場規模推計は、全体で20.0兆円であり、2026年度の市場規模は29.4兆円に拡大することが見込まれております（出所：野村総合研究所）。コロナ禍により急速に景況感が悪化した2020年以降においても、全世界的なオンラインシフトの加速によりEC市場全体では堅調な成長が見られるなど、そのサービスの重要性はより高まっていると考えられます。

このような外部環境を背景とし、当社グループでは、「Bitfan Pro」及び「Bitfan」を中心に、メジャーなアーティストのみならず、今後芽を出すと思われる新人アーティストまで幅広く取り扱い、FCの有料会員の獲得を図ってきた他、漫画・アニメ・ゲーム領域やそれらを原作とする2.5次元ミュージカル、バーチャルYouTuber（VTuber）、スポーツチーム及び格闘家等の新たなジャンルに係るFCを他社に先駆けて立ち上げ、競合他社との差別化を図って参りました。さらに、オープンモデル（CtoC型）のオールイン型ファンプラットフォーム「Bitfan」の開発に注力し、2020年の全面リニューアル以降、FC、EC、電子チケット等の基本的な機能に加え、ライブ配信やグループチャット等のコミュニケーション機能も強化し、より魅力的なサービスを提供するためのプラットフォームの開発を進めております。また、事業拡大及び社内管理体制強化のため、有能な人材の採用を積極的に行って参りました。

かかる状況の下、FCサービスについては、2023年5月の行動制限緩和以降にライブ・イベントが活況となり、FC限定チケット先行予約の増加や新規獲得案件の増加等を背景に、取扱いクリエイター数及び有料会員数が堅調に増加したため、売上高は1,583百万円（前連結会計年度比12.6%増）となりました。

ECサービスについては、前連結会計年度と比較してクリエイターグッズ等のオンラインでの販売が減少したことにより、売上高は736百万円（同3.4%減）となりましたが、新規獲得によるサービス数の増加に加えて、コロナ禍を契機に多くのクリエイターがオンラインでのグッズ販売を強化した影響や、当社がクリエイターグッズの企画製造販売を行うMD事業を強化している効果もあり、COVID-19感染拡大前の連結会計年度における売上高と比較して、引き続き増加傾向を維持しております。

その他の売上高は、電子チケットサービスである「SKIYAKI TICKET」及び「Bitfan Pass」のサービス提供、クリエイターグッズ等の企画製造及びECサイトでの販売を行うMD（マーチャンダイジング）サービスの提供、スポットでのクリエイターのライブ・イベント制作、その他上記に含まれないサービスに係るシステム提供等により、売上高は431百万円（同50.7%増）となりました。

その他、積極採用による人員増に伴う人件費の増加、2024年に効力発生を予定している株式会社スペースシャワーネットワークとの株式交換及び経営統合に係る外部アドバイザー等に対する専門家報酬の増加、回収手数料の増加等の影響により、販売費及び一般管理費が増加しました。

また、営業外収益として持分法による投資利益等を計上し、営業外費用として株式報酬費用消滅損等を計上するとともに、特別利益として貸倒引当金戻入額、関係会社株式売却益及び持分変動利益を、特別損失として投資有価証券評価損、関係会社株式売却損、減損損失、貸倒引当金繰入額並びに訴訟関連損失をそれぞれ計上しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,751百万円（前連結会計年度比12.1%増）、営業利益373百万円（同65.9%増）、経常利益390百万円（同65.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益230百万円（同322.6%増）となりました。

なお、当社グループはプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの経営成績については記載を省略しております。

サービス別売上高

事業区分	第20期 (2023年1月期) (前連結会計年度)		第21期 (2024年1月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
プラットフォーム事業						
FCサービス	1,406百万円	57.3%	1,583百万円	57.6%	177百万円	12.6%
ECサービス	761	31.0	736	26.8	△25	△3.4
その他	286	11.7	431	15.7	145	50.7
合計	2,454	100.0	2,751	100.0	296	12.1

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は8百万円で、その内容は次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

自社開発プラットフォーム機能追加及び付加価値向上のためのソフトウェア開発費 8百万円

③ 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と借入極度額500百万円のコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度中に、当社グループの運転資金及び将来の投資に備えるための所要資金として、金融機関より長期借入金として200百万円の資金調達を行いました。

また、当連結会計年度中のストック・オプションの行使により、4百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社と当社の連結子会社であった株式会社エンターメディアFCは、2023年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とする吸収合併を行いました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

また、当連結会計年度中に、以下の会社の株式を譲渡しました。

- ・2024年1月 株式会社SKIYAKI LIVE PRODUCTIONの全株式を譲渡
- ・2024年1月 株式会社shabe11の発行済株式の10.3%を譲渡

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (2021年 1 月期)	第 19 期 (2022年 1 月期)	第 20 期 (2023年 1 月期)	第 21 期 (当連結会計年度) (2024年 1 月期)
売 上 高(百万円)	2,711	2,348	2,454	2,751
経 常 利 益(百万円)	72	94	236	390
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損 失 (△) (百万円)	△22	121	54	230
1 株当たり当期純利益 又は 1 株当たり当期純 損 失 (△) (円)	△2.15	11.36	5.07	21.37
総 資 産(百万円)	3,995	3,669	4,100	4,555
純 資 産(百万円)	985	1,161	1,228	1,467
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	91.22	107.44	113.06	134.25

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第20期の期首から適用しており、第18期及び第19期の企業集団の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (2021年 1 月期)	第 19 期 (2022年 1 月期)	第 20 期 (2023年 1 月期)	第 21 期 (当事業年度) (2024年 1 月期)
売 上 高(百万円)	2,416	2,209	2,288	2,617
経 常 利 益(百万円)	327	136	196	343
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△53	167	15	241
1 株当たり当期純利益 又は 1 株当たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△4.98	15.59	1.44	22.33
総 資 産(百万円)	3,800	3,594	3,978	4,496
純 資 産(百万円)	962	1,141	1,166	1,418
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	89.82	106.15	108.25	130.91

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第20期の期首から適用しており、第18期及び第19期の当社の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ロックガレージ	10百万円	55.0%	旅行・ツアー事業
株式会社SEA Global	17百万円	80.6%	スポーツマーケティング事業

(注) 株式会社エンターメディアFCについて、当連結会計年度中に当社との吸収合併により消滅したため連結の範囲から除いております。

(4) 対処すべき課題

当社グループが属する音楽業界・エンタテインメントを主として取り扱うIT業界においては、当社グループ及び大手数社がシェアを占める構図になっております。

このような状況の下、当社グループは、エンタープライズ向けカスタム型ファンプラットフォーム

「Bitfan Pro」の優位性が他社に対する強みであると考えており、その強みを活かして多くのコンテンツホルダー企業に対して継続的に営業を行って参りました。その結果、多くのコンテンツホルダー企業との間で業務提携契約を締結することができ、会員数を伸ばして参りました。

一方で、現状、小規模な組織により事業を運営していることもあり、コーポレート・ガバナンスの強化も重要な課題として認識しております。また、当社グループのサービスの要である「Bitfan Pro」に更なる競争力を持たせるとともに、オープンモデルのオールインワン型ファンプラットフォーム「Bitfan」の機能拡充を進めるため、一層十分な開発リソースを確保していく必要があることも課題として認識しております。

以上を踏まえ、当社グループとしましては、以下の具体的な課題に取り組んで参ります。

①人材の確保

現在IT業界においては、優秀なエンジニアの確保が困難な状況が続いております。当社グループとしましては、従業員が働きやすい環境づくりや福利厚生の実施を図っております。

具体的には、外部サービスを含む複数の社内業務管理システムや電子稟議システムの導入等により業務の効率化を推進することで、従業員が仕事とプライベートを両立できる環境の構築に努めており、当連結会計年度における従業員の月平均の所定外労働時間は、全体で約7時間15分、エンジニアに限ると約2時間20分となっております（2023年2月1日～2024年1月31日実績。なお、一般社団法人情報サービス産業協会が2023年3月に公表した「2022年版 情報サービス産業 基本統計調査」によれば、同協会に加盟する事業者におけるエンジニアの月平均の所定外労働時間は、約19時間8分）。

また、リモートワーク制度を導入し、従業員が在宅で就業できる環境を整備するとともに、時間単位有給休暇制度の導入や年次有給休暇の計画的取得の推奨等の施策により、従業員が有給休暇を取得しやすい環境を整備しており、当連結会計年度における有給休暇取得率は74.8%でした。

加えて、求職者を惹きつけるような魅力あるクリエイターのファンクラブを継続的にリリースしていくことが、当社グループの業務の魅力とやりがいとをわかりやすい形で伝えるための重要な手段になると考えております。

②コンテンツ力の更なる強化

当社グループでは、既存コンテンツの継続的な成長に加え、新規コンテンツの獲得のための新たなパートナー獲得に向けた取り組みを行っております。引き続き、多くのライツホルダー企業とのアライアンスの促進や、ブレイク前のクリエイターの発掘等を行って参ります。また、新たなジャンルを開拓するため、クリエイターエコノミー領域へ営業網を拡大しており、YouTuber、TikTokerをはじめとするあらゆる分野のクリエイターへの営業活動を強化し、当社グループのサービスを利用していただくクリエイターとファンの双方にメリットを提供できるよう、積極的にコンテンツを拡充して参ります。

③内部管理体制の強化

当社が今後一層の事業拡大を進めるとともに事業環境の変化に適応していくためには、内部管理体制を強化していくことも重要であると考えております。当社としましては、内部統制の実効性を高めコーポレート・ガバナンスを強化していくことで、リスク管理の徹底や業務の効率化を図って参ります。

④システム基盤の強化

当社グループが掲げる「創造革命」を実現するには、単なるコンテンツの提供者ではなく、トータルソリューションを提供するプラットフォームとしての立ち位置を確立することが必要であり、自社開発と他社との提携を組み合わせるプラットフォーム機能の拡充を進めております。また、当社グループは収益の基盤となるサービスをインターネット上で展開していることから、システム稼働の安定性を確保することが重要な経営課題であると認識しております。「Bitfan Pro」をはじめとする当社サービスの利用者増加に対応するための負荷分散や、「Bitfan」の機能拡充等、継続的にシステム基盤と機能の強化を図っていく方針であります。

⑤会員情報の管理体制

当社グループの事業では多数の会員の個人情報を取り扱っており、その数はサービスの拡大に比例して増加しております。そのため、今後個人情報の管理体制をより一層厳格に行うことを重要な課題として認識しております。

不正アクセス等への事前対策はもちろん、情報漏洩の多くが内部の関係者のヒューマンエラーに起因しているという実情を踏まえ、情報の取り扱いに関する社内規程を厳格に定め、全役職員を対象に情報セキュリティに関する社内研修を定期的実施するとともに、毎年機密情報・個人情報の適切な管理に関する誓約書を提出させるなど、引き続き全役職員の情報管理意識及び情報リテラシーの向上に努めております。

加えて、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格「ISO/IEC27001：2013」の認証を取得しており、より強固な情報管理体制を構築するとともに、万が一の事態に備え、個人情報漏洩時の損害保険にも加入しております。

⑥グローバルな事業展開

当社グループでは、社名にも想いを込めたように、グローバルな事業展開を目指しております。「Bitfan Pro」及び「Bitfan」を中核とした当社グループのサービスをグローバルに展開し、世界中のクリエイターに利用されるよう、現地でのパートナー企業の選定、協業の際の当社グループシステムとの連携等の推進を重要な経営課題として認識しております。

一方で、すでに当社が提供するプラットフォームサービスの多言語翻訳、他通貨決済、海外送金等のグローバル対応は完了していることから、今後は海外における現地パートナー企業との提携等を通じて、世界中で利用されるプラットフォームの確立を目指して参ります。

⑦他の企業との資本業務提携の推進

当社グループは、当連結会計年度末日時点において当社及び連結子会社2社、持分法適用関連会社1社により構成されておりますが、当社グループを取り巻く事業環境の急激な変化に対応し、収益基盤をより一層強固にするため、継続してグループ全体の最適化を図っております。また、2024年4月1日に効力発生を予定している株式会社スペースシャワーネットワークとの経営統合に伴い、今後は同社との業務提携によるシナジー創出を両社一体となり強力に推進していく予定です。

(5) 主要な事業内容（2024年1月31日現在）

当社グループは、エンタープライズ向けカスタム型ファンプラットフォーム「Bitfan Pro」、及びオールイン型ファンプラットフォームである「Bitfan」を中核としたプラットフォーム事業を主な事業としております。

プラットフォーム事業のサービス別の区分として、「Bitfan Pro」及び「Bitfan」を通じて提供するFCサービス並びにECサービス、電子チケットサービス「SKIYAKI TICKET」及び「Bitfan Pass」、クリエイターグッズの企画製造販売を行うMD（マーチャンドライジング）事業、ライブを軸にアーティストとファンを繋ぐ国内最大級の音楽ライブ情報サービス「LiveFans」等の各種サービスを提供しております。

その他事業として、連結子会社である株式会社ロックガレージにおける旅行・ツアー事業、株式会社SEA Globalにおけるスポーツマーケティング事業、持分法適用関連会社である株式会社3DAYにおけるペット関連事業等を行っております。

(6) 主要な事業所（2024年1月31日現在）

① 当社

本社： 東京都渋谷区

② 子会社

株式会社ロックガレージ 本社： 東京都渋谷区

株式会社SEA Global 本社： 東京都渋谷区

(7) 使用人の状況（2024年1月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
プラットフォーム事業	108 (6) 名	9名増 (5名減)

(注) 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者（アルバイト、パートタイマー及び契約社員）は、最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
108 (5) 名	9名増 (2名減)	35.7歳	4.9年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者（アルバイト、パートタイマー及び契約社員）は、最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2024年1月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	79百万円
株式会社三井住友銀行	149
城南信用金庫（注）	6
合計	236

(注) 連結子会社である株式会社SEA Globalにおける借入金であります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年1月31日現在)

① 発行可能株式総数 36,700,000株

② 発行済株式の総数 10,845,500株

(注) 譲渡制限付株式報酬としての新株発行及びストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は60,000株増加しております。

③ 株主数 3,605名 (うち単元株主数 3,290名)

④ 大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	3,655千株	33.72%
株式会社 Ararik	932千株	8.60%
本多智洋	530千株	4.89%
宮瀬卓也	507千株	4.68%
西村裕二	200千株	1.84%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	181千株	1.67%
MORGAN STANLEY & CO. LLC	181千株	1.67%
楽天証券株式会社	180千株	1.66%
日名耕太	130千株	1.19%
那須淳	100千株	0.92%

(注) 持株比率は自己株式 (8,038株) を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役を除く)	20,000株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「2. (3)④ 取締役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状態

① 取締役の状態 (2024年1月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小久保 知 洋	当社開発部担当取締役
取締役	酒 井 真 也	公認会計士 当社管理部担当取締役
取締役	廣 田 政 智	当社ソリューション事業部、経営企画室担当取締役
取締役 (監査等委員)	井 上 昌 治	弁護士 弁護士法人マーキュリー・ジェネラル所属 KLab株式会社 社外取締役 (監査等委員) アララ株式会社 社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	近 田 直 裕	公認会計士、税理士 近田公認会計士事務所 所長 興亜監査法人 代表社員 三菱総研DCS株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員)	丸 山 聡	アクセルマーク株式会社 社外取締役 (監査等委員) ピクスタ株式会社 社外取締役 (監査等委員) StarshotPartners合同会社 代表社員 松竹株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 井上昌治氏、近田直裕氏及び丸山聡氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 井上昌治氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役 (監査等委員) 近田直裕氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 (監査等委員) 丸山聡氏は、ベンチャーキャピタルにおける成長企業に対するアドバイザー経験及び上場企業における経営管理等、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。
5. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である各監査等委員とは、当社定款に基づき、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社定款の定めにより法令に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、執行役員及び管理職の地位にある従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者である役員等の職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求等がなされた場合の損害賠償金及び訴訟費用等が補填されます。

ただし、当該保険契約に係る免責規定により、被保険者が法令違反等を認識しながら行った行為等を含む一定の場合には免責となります。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年4月26日開催の取締役会において、取締役 (監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。) の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

区 分	金 銭 報 酬
代 表 取 締 役 社 長	従 業 員 の 平 均 給 与 × 3 ～ 5 倍
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	従 業 員 の 平 均 給 与 × 2 ～ 4 倍

- (注) 金銭報酬の計算に適用する倍率は、当社グループの連結税引後利益の水準等を考慮するものとし、各取締役に適用する倍率は、業務執行状況及び各部門のパフォーマンス等を評価した上で決定しております。

b. 非金銭報酬等に関する方針

区 分	非 金 銭 報 酬 等 (譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬)
代 表 取 締 役 社 長	10,000株
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	5,000株

(注) 譲渡制限付株式報酬の株式付与数は、原則として固定としております。なお、譲渡制限付株式の発行に係る割当契約の概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

3年間から20年間までの間で当社の取締役会が定める期間としております。当該譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）において、対象取締役は、割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）につき、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

(2) 譲渡制限の解除条件

当社は、対象取締役が、本譲渡制限期間中継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の全部についての譲渡制限を解除いたします。

(3) 本譲渡制限期間中に、対象取締役が正当な理由により退任した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

当社は、対象取締役が、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも任期満了、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の直後の時点をもって譲渡制限を解除いたします。

②譲渡制限の解除株数

①の場合に譲渡制限を解除すべき本割当株式の数は、本割当株式の数に、本払込期日の属する月から当該対象取締役が退任又は退職した日の属する月までの月数を36で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合は1とします。）を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）といたします。

(4) 当社による無償取得

対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、(3)に定める正当な理由による場合を除き、当社は本割当株式の全部を、当該退任又は退職の直後の時点をもって当然に無償で取得するものといたします。

また、本譲渡制限期間が満了した時点又は(3)に基づき本譲渡制限が解除された時点において、なお本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当社は当然にこれを無償で取得するものといたします。

c. 報酬等の割合に関する方針

金銭報酬及び非金銭報酬等の割合については、「a. 基本報酬に関する方針」及び「b. 非金銭報酬等に関する方針」に従い割合を決定する方針です。なお、取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬限度額は年額300百万円以内、譲渡制限付株式報酬の上限は年100,000株以内としております。

d. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

金銭報酬である月額報酬は、年額を12で除した金額を基準とし、毎月4月に決定し、5月より支給しております。譲渡制限付株式報酬については、毎年4月に決定し、5月に支給しております。

e. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長兼当社開発部担当取締役である小久保知洋氏に対し、各取締役の基本報酬の額及び譲渡制限付株式報酬に係る株式割当数の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うにあたり、代表取締役社長が評価者として適任であると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその適正性・妥当性等について確認しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報 酬 等 の 総 額 (百万円)	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額 (百万円)		対 象 と な る 役 員 の 員 数 (名)
		基 本 報 酬	非 金 銭 報 酬 等	
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く) (うち 社 外 取 締 役)	64 (-)	55 (-)	8 (-)	4 (-)
取 締 役 (監 査 等 委 員) (うち 社 外 取 締 役)	13 (13)	13 (13)	- (-)	3 (3)
合 計 (うち 社 外 取 締 役)	77 (13)	68 (13)	8 (-)	7 (3)

(注) 1. 対象となる役員の員数は、2023年4月26日開催の第20期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名を含めております。

2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1)⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

3. 取締役の金銭報酬の額は、2016年4月28日開催の第13期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）については年額300百万円以内、取締役（監査等委員）については年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は5名であり、取締役（監査等委員）の員数は3名です。また、金銭報酬とは別枠で、2018年4月26日開催の第15期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）に対する譲渡制限付株式報酬額として年額100百万円以内、株式数の上限を年20,000株以内（ただし、2018年8月1

日付の株式分割により、年100,000株以内と調整されております。)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は6名です。

ハ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

ニ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・他の法人等の重要な兼職の状況は「2. 会社の現況 (3) 会社役員の状況 ①取締役の状況」に記載のとおりであります。
- ・社外取締役(監査等委員)井上昌治氏の各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役(監査等委員)近田直裕氏の各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役(監査等委員)丸山聡氏の各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 井上昌治	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に上場企業としてあるべき業務執行体制及び意思決定プロセス等に関する改善点について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜必要な発言を行うとともに、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。
取締役 (監査等委員) 近田直裕	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席いたしました。主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に会計、税務及び適正な財務報告等の領域において専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜必要な発言を行うとともに、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。
取締役 (監査等委員) 丸山聡	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席いたしました。主にベンチャーキャピタルの経営者・投資家としての専門的見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に経営管理の領域において専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜必要な発言を行うとともに、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 会計監査人の業務停止処分に関する事項

会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した懲戒処分の概要

イ. 処分対象

太陽有限責任監査法人

ロ. 処分の内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査法人の業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止 3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

ハ. 処分理由

他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 法令等及び定款、社内規程に基づき、コンプライアンスの意識を向上し、適正な業務執行が行われるべく、教育・啓蒙を行い、その執行を徹底・監督し、問題があった場合に就業規則等に則り適正に処分する。

ロ. 内部通報規程その他社内規程に基づき、業務執行に係るコンプライアンス違反及びその恐れに関して通報・相談を受け付けるための内部通報制度を適正に運用する。

ハ. 業務執行に関する法令及び定款への適合性に関しては、内部監査、監査等委員会監査、会計監査人監査等の実施により確認する。監査等委員会は、その結果を、被監査部門にフィードバックするとともに、取締役会に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。

ニ. 業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力及び団体からの不当な要求には民事及び刑事の両面から法的対応を行うとともに、反社会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る取締役会議事録、稟議書等の情報は、法令及び社内規程に基づき文書（電磁的媒体によるものも含む。）によって適正に作成・保存・管理し、保存期間中は必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を含む。）、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態とする。必要に応じ運用状況の検証、社内規程等の見直しを行い、運用状況等について定期的に取締役会に対し報告を行う。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定めた規程に基づくリスク管理体制を構築、運用する。
 - ロ. 事業上のリスクとして、コンプライアンスリスク、情報システムリスク、信用リスク等を認識し、個々のリスクに対応する社内規程・マニュアルの整備、見直しを行う。
 - ハ. 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、対策本部を設置し迅速な対応を行い、被害・損失の拡大を防止するとともに被害・損失を最小限にとどめるための体制を整備する。
 - ニ. 内部監査規程に基づき、計画的な内部監査を実施し、法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある事項が発見された場合には、取締役社長に適切に報告を行うとともに、当該事項の是正措置の実施状況に関してフォローアップを行う。
 - ホ. 社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、ステークホルダーの信頼を損なうことのないよう、毅然とした姿勢をもって臨み、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。反社会的勢力及び団体の不当な要求から取締役（監査等委員である取締役を含む。）、使用人その他関係者の安全を確保するとともに、反社会的勢力及び団体による被害の防止のための措置を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会は、全取締役それぞれが割当てられた業務を適切かつ効率的に執行し、迅速な意思決定が行えるようその体制を構築並びに維持するほか監視監督を遂行する。
 - ロ. 取締役会は中期経営計画及び予算を策定し、全社的な目標を設定するとともに、定期的実施状況をモニタリングし、その結果並びに取締役の業務執行状況を取締役会に対し適宜報告する。
 - ハ. 取締役社長、常勤取締役及び随時取締役社長が指名する使用人により構成される経営会議において、会社経営と業務執行に関する重要事項を審議し、経営機能の強化に努める。
 - ニ. 業務執行に関する責任者及びその責任範囲、執行手続きの詳細については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程その他社内規程に定めるところによる。
- ⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社は、関係会社管理規程に基づき、主要な子会社及び主要な関連会社に対する適切な経営管理を行うとともに、必要に応じて指導、支援及びモニタリングを行う。
- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社における重要事項については、関係会社管理規程及び職務権限規程に基づき、予め当社の承認を得る。また、関係会社管理規程に基づき、重要事項その他の職務執行状況は、適宜、取締役会、経営会議等へ報告する。
 - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の事業を取り巻く様々なリスクの顕在化の未然防止又は最小化のために、適切な会議等を必要に応じ開催し、リスクの把握及び適切な対策を講じる。
 - ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。
 - ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス管理規程その他の社内規程に基づき、子会社における業務活動が法令等遵守の意識のもと行われる体制とする。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び補助使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会と協議の上、監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人として職務の遂行に必要な知見を有する者を配置するとともに、当該取締役及び使用人は監査等委員会の指揮命令下において職務を遂行するものとする。
 - ロ. 当該取締役及び補助使用人の任命、異動、評価、懲戒、給与等の改定に関しては、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該取締役及び使用人の監査等委員でない取締役からの独立性を確保するものとする。
- ⑦ 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 監査等委員でない取締役及びその他使用人は、法令・定款違反行為、不正行為その他当社の業務又は業績に影響を与える重要な事実に関して、これを発見したときは、監査等委員会に都度報告する。なお、監査等委員会は、いつでも必要に応じて監査等委員でない取締役及びその他使用人に対して報告を求めることができる。
 - ロ. 内部監査、内部通報制度の運用状況・結果に関しては、担当部門・組織は、監査等委員会に対して報告を行う。
- ⑧ 監査等委員会へ報告した者が報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 監査等委員会へ報告した者が不利な取扱いを受けないよう、内部通報規程に基づき、会社に対する通報者の保護義務及び通報者情報に関する守秘義務を設ける。
 - ロ. 通報者への報復行為に関する通報を受けた場合、内部監査室はリスクマネジメント委員会を招集し、報復行為者に対する報復行為の中止を命じる。

- ⑨ 監査等委員の職務執行のための費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務執行のための費用又は債務の処理については、その支出の必要性及び金額等について著しく不合理であると認められる場合を除き、原則として会社の費用として処理することにより、監査の実効性を確保する。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員会は、会計監査人、内部監査を担当する部門・組織、子会社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。
- ロ. 監査等委員会は、経営会議その他重要な社内会議に出席し、その議事録を閲覧、謄写することができる。
- ハ. 取締役社長と監査等委員会との定期的な会議を開催し、意見・情報の交換を行える体制とする。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- イ. 当社は、透明で公正な経営姿勢を貫き、信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備及び運用を行う。
- ロ. 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。
- ハ. 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視及び評価を実施し、問題があれば必要な改善並びに是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンス体制について
当社は、SK I Y A K I 行動規範及びコンプライアンス管理規程を制定しております。社内のコンプライアンスの意識を向上し、適正な業務執行が行われるよう、全従業員を対象としたコンプライアンス研修等を実施し教育・啓蒙に努めております。また、法的課題が考えられる場合は法務担当者が相談窓口として事前相談を受ける等、コンプライアンス違反の予防対策を講じております。
万一、コンプライアンス違反等の問題が発生した場合には、就業規則等に則り適正に処分することにしております。また、当社は内部通報規程を制定しております。同規程に則り、内部通報窓口を設け、業務執行に係るコンプライアンス違反及びその恐れに関して通報・相談を受け付けることができるようにし、早期発見、早期対処が実現できるよう、コンプライアンスの実効性向上に努めております。
- ② 取締役の職務執行について
当社は、定時取締役会を毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令上定められている決議事項及び経営方針等の経営に関する重要事項や業務執行の意思決定を行うほか、取締役の業務執行の監視、監督を行っております。
- ③ リスク管理体制について
当社は、リスク管理体制を構築し、企業コンプライアンスを実現するために、会社組織や業務に係る各種規程を整備し、その適正な運用を行ってまいりました。
また、経営を取り巻く各種リスクについては、適宜、担当部門管掌取締役もしくは経営会議や取締役会において審議の上、対処してきております。
- ④ 監査等委員会について
監査等委員会は、毎月1回の定時監査等委員会の開催に加え、重要事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。
監査等委員会監査は、監査等委員長を中心に年度監査計画に基づき実施しており、監査等を通じて発見された事項等については、監査等委員会において審議されており、必要に応じて取締役（会）に対して助言もしくは勧告を行っていくこととしております。
また、監査等委員は定時取締役会、臨時取締役会及びリスクマネジメント委員会等の重要な会議に常時出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

現在のところ、買収防衛策導入の予定はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の一層の強化と積極的な事業展開に備え、必要な資金の確保を優先していく方針ですが、一方で、株主への利益還元を最重要経営目標の一つとして位置付けており、財務体質の強化や将来の事業拡大のための内部留保の充実を図りつつ、毎期の業績に応じた配当を行うことを基本方針としております。

2024年1月期においては、2023年11月10日に公表いたしました「株式会社スペースシャワーネットワークと株式会社SK I Y A K I との経営統合契約及び株式交換契約の締結、並びに株式会社スペースシャワーネットワークの吸収分割による持株会社体制への移行、商号変更その他の定款の一部変更及び代表取締役の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、株式会社スペースシャワーネットワークとの経営統合を前提として、当社株式は2024年3月28日付で上場廃止を予定していることから、株主の皆様のご支援に報いるため、株主還元として期末配当金を1株当たり5円とすることを決議いたしました。

なお、当社は、株主の皆様への機動的な利益還元を行うため、定款の定めにより、剰余金の配当を取締役会の決議によることとしております。

連結貸借対照表

(2024年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,294,550	流 動 負 債	2,976,136
現金及び預金	2,724,509	買掛金	69,344
売掛金	741,617	1年内返済予定の長期借入金	148,224
商品	2,217	未払金	54,071
前払費用	711,993	未払法人税等	17,029
その他	114,466	預り金	1,745,190
貸倒引当金	△254	契約負債	867,496
固 定 資 産	261,407	その他	74,781
有 形 固 定 資 産	6,992	固 定 負 債	112,809
工具、器具及び備品	6,992	長期借入金	87,820
無 形 固 定 資 産	109,652	株式報酬引当金	24,989
契約関連無形資産	92,380	負 債 合 計	3,088,946
ソフトウェア	17,271		
投 資 そ の 他 の 資 産	144,763	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	35,145	株 主 資 本	1,454,978
長期貸付金	29,287	資本金	31,500
長期未収入金	187,794	資本剰余金	1,140,039
敷金及び保証金	45,658	利益剰余金	283,785
繰延税金資産	48,719	自己株式	△346
その他	15,239	非 支 配 株 主 持 分	12,032
貸倒引当金	△217,081	純 資 産 合 計	1,467,011
資 産 合 計	4,555,957	負 債 純 資 産 合 計	4,555,957

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年2月1日から
2024年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		2,751,420
売上原価		790,721
売上総利益		1,960,699
販売費及び一般管理費		1,586,929
営業利益		373,770
営業外収益		
受取利息及び配当金	169	
貸倒引当金戻入額	2,491	
持分法による投資利益	25,187	
その他	2,723	30,571
営業外費用		
支払利息	2,757	
株式報酬費用消滅損	9,840	
その他	1,341	13,939
経常利益		390,402
特別利益		
貸倒引当金戻入額	25,000	
関係会社株式売却益	22,716	
持分変動利益	11,760	59,476
特別損失		
投資有価証券評価損	41,476	
貸倒引当金繰入額	59,404	
関係会社株式売却損	36,402	
減損損失	2,893	
訴訟関連損失	5,713	145,890
税金等調整前当期純利益		303,988
法人税、住民税及び事業税	39,812	
法人税等調整額	31,424	71,237
当期純利益		232,750
非支配株主に帰属する当期純利益		1,996
親会社株主に帰属する当期純利益		230,754

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年 2 月 1 日から)
(2024年 1 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	593,289	567,259	58,267	△346	1,218,469
当連結会計年度変動額					
新株の発行	5,495	5,495			10,991
資本金から剰余金への振替	△567,284	567,284			
親会社株主に帰属する当期純利益			230,754		230,754
持分法の適用範囲の変動			△5,235		△5,235
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	△561,788	572,779	225,518	-	236,509
当連結会計年度末残高	31,500	1,140,039	283,785	△346	1,454,978

	非 支 配 分	純 資 産 計
当連結会計年度期首残高	10,035	1,228,505
当連結会計年度変動額		
新株の発行		10,991
資本金から剰余金への振替		
親会社株主に帰属する当期純利益		230,754
持分法の適用範囲の変動		△5,235
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	1,996	1,996
当連結会計年度変動額合計	1,996	238,505
当連結会計年度末残高	12,032	1,467,011

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 (株)ロックガレージ
(株)SEA Global

(株)エンターメディアFCについては、2023年7月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除いております。なお、連結の範囲から除外するまでの期間損益は連結計算書類に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数

1社

・会社の名称 (株)3DAY

(株)SKIYAKI LIVE PRODUCTIONについては、当連結会計年度において同社の全株式を譲渡したため、持分法の適用範囲から除いております。また、(株)shabe11については、当連結会計年度において同社株式を一部譲渡し持分比率が低下したため、持分法の適用範囲から除いております。

② 持分法適用手続に関する特記事項

(株)3DAYの決算日は10月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)ロックガレージの決算日は10月31日、(株)SEA Globalの決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6年～15年
工具、器具及び備品	3年～10年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

契約関連無形資産	7年
ソフトウェア	利用可能期間（3年～5年）

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 株式報酬引当金

株式報酬制度に基づく当社従業員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. FCサービス

FCサービスにおいては、主に顧客に対するファンクラブコンテンツの提供を行っており、顧客との契約に基づく契約期間にわたりコンテンツの提供を手配することで履行義務が充足されることから、当該契約期間にわたり収益を認識しております。なお、顧客へのサービス提供における当社グループの役割は代理人に該当すると判断しており、顧客から受け取る会費のうち当社が受領する手数料を純額で収益として認識しております。

ロ. ECサービス

ECサービスにおいては、主にクリエイターグッズ等のオンラインでの商品販売を行っており、当該商品を顧客に引き渡した時点で商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。ただし、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。なお、顧客へのサービス提供における当社グループの役割は代理人に該当すると判断しており、顧客から受け取る商品代金等のうち当社が受領する手数料を純額で収益として認識しております。

- ⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ⑥ 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。
ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金利息
- ハ. ヘッジ方針
金利スワップ取引は金利変動リスクの回避を目的として取引を行う方針であり、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。
- ニ. ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップ取引について特例処理の条件を充たしているため、有効性の評価を省略しております。

(追加情報)

2023年11月10日公表の「株式会社スペースシャワーネットワークと株式会社SKIYAKIとの経営統合契約及び株式交換契約の締結並びに持株会社体制への移行等に関するお知らせ」に記載のとおり、当社及び株式会社スペースシャワーネットワーク（以下「スペースシャワー」といいます。）は、効力発生日を2024年4月1日、スペースシャワーを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換による経営統合を行う予定です。これにより、当社の普通株式は、本効力発生日に先立つ2024年3月28日付で、株式会社東京証券取引所グロース市場において、上場廃止（最終売買日は2024年3月27日）となる予定です。

(会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 32,999千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 10,845,500株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年3月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	54,187千円	5.00円	2024年 1月31日	2024年 4月30日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 3,000株

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、経営計画に基づき、必要な資金（主に金融機関からの借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金を金融機関からの借入により、調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に本社ビルの賃借に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

関係会社長期貸付金は、関係会社に対して実行しており、定期的に財務状況の把握を行っております。

営業債務である買掛金、未払金及び預り金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であり、一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、管理部経理グループが取引相手ごとに期日及び残高を管理することで回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建の営業債権債務について、管理部経理グループが為替相場の動向を注視し、リスク軽減のためにヘッジ手段について検討しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

債権及び債務の状況に基づき、管理部経理グループが適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 長期貸付金	29,287		
② 長期未収入金	187,794		
貸倒引当金(*1)	△217,081		
	—	—	—
③ 敷金及び保証金	45,658	45,658	—
資産計	45,658	45,658	—
④ 長期借入金(*2)	236,044	235,734	△309
負債計	236,044	235,734	△309

(*1) 長期貸付金及び長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*3) 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等、預り金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(*4) 市場価格のない株式等は、時価開示の対象としておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (千円)
非上場株式	35,145

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2024年1月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	—	—	—
長期未収入金	—	—	—	—
敷金及び保証金	—	45,658	—	45,658
長期借入金	—	235,734	—	235,734

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期貸付金及び長期未収入金

長期貸付金及び長期未収入金については、回収可能性を勘案して回収不能見込額を算定しており、時価は債権金額から貸倒見積額を控除した金額に近似することから、当該金額をもって時価としており、レベル3の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、賃貸借契約満了により、将来回収が見込まれる金額から将来発生が予想される原状回復費用を控除した上で、一定の期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要なサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)
FCサービス	1,583,990千円
ECサービス	736,081
その他	431,347
顧客との契約から生じる収益	2,751,420
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,751,420

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

契約負債は、主に顧客から受領した前受金及び前受収益であり、収益の認識に伴い取り崩されます。契約負債の期末残高は、連結貸借対照表において区分表示しているため記載を省略しております。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、224,794千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	134円25銭
(2) 1株当たり当期純利益	21円37銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	21円23銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,245,085	流 動 負 債	2,969,220
現金及び預金	2,679,406	買掛金	68,280
売掛金	737,402	1年内返済予定の長期借入金	146,784
商品	2,217	未払金	53,360
前渡金	16,220	未払費用	29,995
前払費用	711,898	未払法人税等	11,833
その他	98,194	預り金	1,748,865
貸倒引当金	△254	契約負債	867,456
固 定 資 産	250,963	その他	42,644
有形固定資産	6,964	固 定 負 債	108,089
工具、器具及び備品	6,964	長期借入金	83,100
無 形 固 定 資 産	109,652	株式報酬引当金	24,989
契約関連無形資産	92,380	負 債 合 計	3,077,309
ソフトウェア	17,271	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	134,346	株 主 資 本	1,418,738
投資有価証券	14,528	資 本 金	31,500
関係会社株式	12,697	資 本 剰 余 金	1,140,039
長期貸付金	29,287	資本準備金	5,754
長期未収入金	185,047	その他資本剰余金	1,134,284
長期前払費用	14,942	利 益 剰 余 金	247,545
敷金及び保証金	43,458	その他利益剰余金	247,545
繰延税金資産	48,719	繰越利益剰余金	247,545
貸倒引当金	△214,334	自 己 株 式	△346
資 産 合 計	4,496,048	純 資 産 合 計	1,418,738
		負 債 純 資 産 合 計	4,496,048

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年2月1日から
2024年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		2,617,968
売上原価		761,206
売上総利益		1,856,761
販売費及び一般管理費		1,505,978
営業利益		350,783
営業外収益		
受取利息	166	
業務受託料	1,680	
受取家賃	1,365	
貸倒引当金戻入額	2,210	
その他	1,209	6,630
営業外費用		
支払利息	2,713	
株式報酬費用消滅損	9,840	
その他	1,309	13,863
経常利益		343,551
特別利益		
関係会社株式売却益	36,999	
貸倒引当金戻入額	25,000	
抱合せ株式消滅差益	9,593	71,593
特別損失		
投資有価証券評価損	41,476	
貸倒引当金繰入額	59,404	
減損損失	2,893	
訴訟関連損失	5,713	109,487
税引前当期純利益		305,657
法人税、住民税及び事業税	33,779	
法人税等調整額	30,750	64,529
当期純利益		241,127

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年2月1日から
2024年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	593,289	567,259	—	567,259	6,417	6,417	△346	1,166,620	1,166,620
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	5,495	5,495		5,495				10,991	10,991
資本金から剰余金への振替	△567,284		567,284	567,284					
準備金から剰余金への振替		△567,000	567,000						
当 期 純 利 益					241,127	241,127		241,127	241,127
当 期 変 動 額 合 計	△561,788	△561,504	1,134,284	572,779	241,127	241,127	—	252,118	252,118
当 期 末 残 高	31,500	5,754	1,134,284	1,140,039	247,545	247,545	△346	1,418,738	1,418,738

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
・市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。
- ③ 棚卸資産
移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6年～15年
工具、器具及び備品	3年～10年
- ② 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

契約関連無形資産	7年
ソフトウェア	利用可能期間（3年～5年）

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 株式報酬引当金
株式報酬制度に基づく当社従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. FCサービス

FCサービスにおいては、主に顧客に対するファンクラブコンテンツの提供を行っており、顧客との契約に基づく契約期間にわたりコンテンツの提供を手配することで履行義務が充足されることから、当該契約期間にわたり収益を認識しております。なお、顧客へのサービス提供における当社の役割は代理人に該当すると判断しており、顧客から受け取る会費のうち当社が受領する手数料を純額で収益として認識しております。

ロ. ECサービス

ECサービスにおいては、主にクリエイターグッズ等のオンラインでの商品販売を行っており、当該商品を顧客に引き渡した時点で商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。ただし、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。なお、顧客へのサービス提供における当社の役割は代理人に該当すると判断しており、顧客から受け取る商品代金等のうち当社が受領する手数料を純額で収益として認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金利息
- ③ ヘッジ方針
金利スワップ取引は金利変動リスクの回避を目的として取引を行う方針であり、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップ取引について特例処理の条件を充たしているため、有効性の評価を省略しております。

(追加情報)

2023年11月10日公表の「株式会社スペースシャワーネットワークと株式会社SKIYAKIとの経営統合契約及び株式交換契約の締結並びに持株会社体制への移行等に関するお知らせ」に記載のとおり、当社及び株式会社スペースシャワーネットワーク（以下「スペースシャワー」といいます。）は、効力発生日を2024年4月1日、スペースシャワーを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換による経営統合を行う予定です。これにより、当社の普通株式は、本効力発生日に先立つ2024年3月28日付で、株式会社東京証券取引所グロース市場において、上場廃止（最終売買日は2024年3月27日）となる予定です。

(会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
① 短期金銭債権	153千円
② 短期金銭債務	4,725千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	32,900千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	120千円
営業取引以外の取引高	
受取利息	142千円
受取家賃	1,365千円
管理業務受託料	1,680千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	8,038株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
未払事業税	487千円
投資有価証券評価損	29,577千円
関係会社株式評価損	23,098千円
出資金評価損	4,181千円
減価償却超過額	8,153千円
貸倒引当金	72,599千円
株式報酬費用	19,586千円
支払報酬	11,414千円
資産調整勘定	26,224千円
その他	15,010千円
繰延税金資産小計	210,335千円
評価性引当額	△129,458千円
繰延税金資産合計	80,877千円
未収還付事業税	203千円
契約関連無形資産	31,954千円
繰延税金負債合計	32,157千円
繰延税金資産の純額	48,719千円

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	130円91銭
(2) 1株当たり当期純利益	22円33銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	22円18銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月25日

株式会社SK I Y A K I
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹原 玄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水 幸樹 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社SK I Y A K Iの2023年2月1日から2024年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SK I Y A K I及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は、効力発生日を2024年4月1日、株式会社スペースシャワーネットワークを株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする株式交換による経営統合を行う予定である。これにより、会社の普通株式は、本効力発生日に先立つ2024年3月28日付で、株式会社東京証券取引所グロース市場において、上場廃止（最終売買日は2024年3月27日）となる予定である。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年3月25日

株式会社SK I Y A K I
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹原 玄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水 幸樹 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SK I Y A K Iの2023年2月1日から2024年1月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は、効力発生日を2024年4月1日、株式会社スペースシャワーネットワークを株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする株式交換による経営統合を行う予定である。これにより、会社の普通株式は、本効力発生日に先立つ2024年3月28日付で、株式会社東京証券取引所グロース市場において、上場廃止（最終売買日は2024年3月27日）となる予定である。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年2月1日から2024年1月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠して、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室その他内部統制部門と連携の上、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、会社の内部監査室から監査の結果の報告を受けるとともに、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、特段指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年3月27日

株式会社SK I Y A K I 監査等委員会

取締役（監査等委員） 井 上 昌 治 ㊟

取締役（監査等委員） 近 田 直 裕 ㊟

取締役（監査等委員） 丸 山 聡 ㊟

(注) 監査等委員井上昌治、監査等委員近田直裕及び監査等委員丸山聡は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上